

司法取引制度導入に反対する意見書

第1 意見の趣旨

当会は、現在法制化に向けて準備が進められている司法取引制度（「捜査・公判協力型協議・合意制度」）の導入に強く反対する。

第2 意見の理由

1 はじめに

平成26年9月18日、法制審議会会議において、「新時代の刑事司法制度特別部会」（以下、「特別部会」という）の要綱案を受けた刑事司法の改革案が法務大臣に答申された（以下、「本答申」という）。

そもそも特別部会は、郵便不正事件など捜査機関の信頼性を大きく揺るがす事態が発生した中で、「取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直しや、被疑者の取り調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など、刑事の実体法及び手続法の整備の在り方について、ご意見を承りたい」とする法務大臣からの諮問を受けて設置されたものであることを想起されなければならない。

それゆえ、特別部会の審議の中でも、誤判防止のため「取調べへの過度の依存からの脱却と証拠収集手段の適正化・多様化」が目指されるべきとの確認がなされていた（「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」 以下、「基本構想」という）。すなわち、基本構想では、「取調べへの過度の依存からの脱却」という視点から、被疑者取調べの録音・録画制度の導入が前提とされていた。そして、取調べ以外の「多様」な方法を通じてより容易に供述証拠が収集されるための制度として司法取引制度等が検討されたが、それは、弁護人による防禦の充実化や被害者・被告人の身体拘束の適正な運用を担保することを

も通じて、「証拠収集手段の適正化」を担保することが前提となっていた。

しかし、以下に述べるとおり、本答申が提案した「捜査・公判協力型協議・合意制度」（以下、「司法取引制度」という。）は、却って冤罪を生み出す危険性が高く、基本構想に反する制度といわざるを得ない。

また、本答申では、取調べの録音・録画が一部の事件にとどまるものとされ、「取調べへの過度の依存からの脱却」という基本構想の趣旨からは不十分と言わざるを得ない。これでは、取調べ以外の「多様」な方法を通じてより容易に供述証拠が収集されるための制度を導入する前提を欠く。しかも、本答申では、被疑者・被告人の身体拘束の適正な運用を担保する制度についてはほぼ手つかずの状態である。一方で、通信傍受については、対象犯罪が拡大され、要件も緩和された。これでは、証拠収集手段の「適正」を担保する制度を欠いたまま新たな証拠収集方法を捜査機関に与えることになる。

今後、関連法規の改正作業がなされようとしている中であって、当会は、上述した本答申の問題点について適宜意見を述べていく所存であるが、特に今後の日本の司法制度の在り方を根本から変えることになりかねない司法取引制度の導入に強い懸念をもっており、現状のままで法案化されること自体に強く反対するものである。

2 「司法取引制度」そのものがもつ本質的な危険性

今回導入されようとしている司法取引制度は、検察官が、必要と認めるときは、被疑者・被告人との間で、被疑者・被告人が他人の犯罪事実を明らかにするため真実の供述その他の行為をした場合には検察官が被疑事件・被告事件について不起訴処分や求刑を下げる等の行為をする旨を合意することができるというものである。

逮捕勾留された者が、自らの刑事訴追を逃れたい、少しでも軽くしたいと考え、捜査機関から「恩典」をちらつかせられることにより虚偽の供述をし冤罪を生み出す危険性が高いことは古くから指摘されてきたことである（いわゆる「引き込みの危険」）。

特に、「代用監獄」が常態化しているなど「人質司法」と呼ばれて久しい状況にあって、また、今後想定されている取調べの録音・録画が全事件の3%弱にとどまること等を考慮したとき、司法取引は強大な組織力を有する捜査機関とこれに迎合した被疑者、被告人との間で、虚偽の事実をつくりあげて行く危険性を必然的にはらんでいるといわざるをえない。

また、本答申では、司法取引と共に、通信傍受の対象を拡大し、実施要件を緩和するなどの提案もなされているが、これにより、捜査機関が通信傍受によって知りえた事実を材料に関係者を呼び出し、司法取引をもちかけることにより、「共犯者」を有罪に持ち込むといった新たな「探索的」な捜査手法が横行しかねない。

このように、司法取引制度は、その制度自体に本質的な危険性をもっているといわざるをえない。

3 本答申で提案されている制度の具体的な問題

(1) さらに、本答申で示された具体的な制度を見たとき、次のような重大な問題がある。

(2) まず、協議に入る段階において、捜査資料が手元に無く、自己の嫌疑の内容すら十分に特定されないケースもある中であって、そもそも協議に入るべきか否かについて、被疑者・被告人、そして弁護人も困難な決断を迫られるおそれがある。

また、弁護人が冤罪の危険性があると判断した場合に、被疑者・被告人の意思に反して協議に入ることを拒否できるのか、また、拒否したことが懲戒の対象になるのではないかといった懸念もある。

(3) 協議に入った後、合意に至らない場合の供述については証拠とできないとされているものの、協議が進んだ段階においては、事実上相当の情報を捜査機関側に与えてしまうことになりかねない。

また、そもそも、協議に入る前の段階の供述及び派生証拠の使用が禁じられておらず、これらの情報と証拠とできない供述等の区別が明確になさ

れるかについても疑念がある。

(4) さらに、協議が成立した後において、虚偽の内容の合意をした者が、法廷において真実を述べた場合には、司法取引制度の罰則規定により処罰されることになり、虚偽の証言を強制することにもなりかねない。

(5) また、司法取引制度には、合意に関する協議に関して、司法警察員の関与を認めているところ、現行法下においても司法警察員による被疑者に対する利益誘導等、不当な働きかけが問題となることが少なくない中で、更なる権利侵害の危険性も無視できない。

4 以上のとおり、今回の答申が想定している司法取引制度は「引き込みの危険」を助長する等その本質において大きな問題を抱えている。国際的にも問題視されている日本の身体拘束の問題状況が変わらない中で、かつ取調べの録音録画もごく一部にとどまるような状況下にあっては、捜査機関の権限を増すだけであり、冤罪の温床となりかねない。また、具体的な制度運用を考えたとき、未解決の問題をいくつも抱えている。

このような状況下にあって、司法取引制度が法制化されることについて、当会としては強い懸念をもっており、現状のままで法案化されることに強く反対する。

以上

2014（平成26）年10月24日

宮崎県弁護士会

会長 柏田芳徳